

昭和三〇年四月廿九日
四一七七号

決 定

一、本件口頭弁論期日を昭和三八年一月二十九日午五時五
十分と指定す。右期日に鑑定人安井郁を尋問
す。

一、本件口頭弁論期日を昭和三八年三月五日午前四時と指定
す。

一、原告は昭和三八年一月一日までに叙明事項に對する
準備書面を提出すこと。なお原告岩瀨文治死亡につ
き、同年同月末日までに同人に對する処置をすこと。

昭和三七年一月二十九日

東京地方裁判所民事第二四部

裁如長裁如官

五
表
半



表
半
月

裁如官

三
淡
裁如



裁如官

高桑

